

令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜 福島県立川口高等学校 前期選抜募集要項（訂正版 令和 7 年11月11日）

福島県立川口高等学校

住所 〒968-0011

福島県大沼郡金山町大字川口字蛇沢 2 4 3 4 - 2

電話 (0241) 54-2154

1 アドミッション・ポリシー

川口高校では、県内外から、向上心を持ち、本校並びに全国の地域の活性化に向けて学ぶ、次のような生徒を求めます。

- ① 本校で学びたいという強い意志を持ち、向学心をもって他人と協働して目的を達成しようとする意欲のある生徒
- ② 郷土の文化や歴史、課題に興味を持ち、地域の発展に貢献しようとする意欲に満ちた生徒
- ③ 探究活動や生徒会活動・部活動・ボランティア活動等の特別活動に主体的に取り組む熱意あふれる生徒
- ④ 大自然と地域の人々とのかかわりの中で、新たな自分を発見したいという強い希望を持った生徒

2 募集定員

(1) 特色選抜

本校全日制の課程普通科募集定員40名の50%程度とする。

(2) 一般選抜

本校全日制の課程普通科募集定員40名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

3 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」及び「地域協働推進校等における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」による。

4 出願資格

次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和 8 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する 動機・理由が明白かつ適切である者

5 志願してほしい生徒像

本校は、小規模校としての特性をいかし、教員と生徒一人ひとりが密接に対話し、生徒の能力・特性を踏まえた「個に応じた教育」に取り組み、多様な進路決定を実現している。令和 2 年度からは、コミュニティ・スクールとして、地域社会からも大きく期待されている。これにより、県内外から、向上心を持ち、奥会津並びに全国の中山間地域の活性化に向けて学ぶ、次のような生徒を求める。

- ① 大学進学 高校での学びをいかし、進路目標に応じた上級学校への進学に向け積極的に取り組む生徒
- ② 学びなおし 基礎学力の定着のために積極的に取り組む生徒
- ③ 部活動 3年間継続して部活動に積極的に取り組む生徒
- ④ 資格取得等 介護職員初任者研修の受講や漢検、英検、数検などに積極的に取り組む生徒
- ⑤ 寮生活 寮で生活し、自立した生活に積極的に取り組む生徒
- ⑥ 総合的な探究の時間 . . . 奥会津地域の課題を基に指導を受けながら、各地の課題解決を目指す学習に積極的に取り組む生徒
- ⑦ ボランティア活動 地域活性化や福祉などのボランティアに積極的に取り組む生徒

6 併願の取扱い

志願者は、本校の特色選抜と本校の一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

7 WEB出願システムの利用

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）を利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

なお、県外から志願する者及び県内において学区を越えて志願する者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「15 出願資格申請」（4ページ）により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式1号）
ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除する場合がある。
- ② 特色選抜志願理由書（本校所定の様式）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 特色選抜志願理由書（上記(1)②に同じ）
- ② 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（様式3号）
ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

9 出願手続

出願手続については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。

- ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年1月26日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)正午まで

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)午後4時まで

- ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。

なお、調査書については「11 調査書提出」に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月6日(金)正午まで

(2) 上記以外の者

上記(1)に準じ、志願者が直接、出願手続を行う。

- (3) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

なお、出願の際に、他都道府県の公立高等学校に出願しないことを証明する書類（様式4号）を提出すること。

- (4) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。

- ① 志願情報に虚偽があるとき

- ② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

- 持参及び送付による書類の提出方法について

（本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。）

- 【持参の場合】 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

- 【送付の場合】 送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立川口高等学校長

住所 〒968-0011

福島県大沼郡金山町大字川口字蛇沢2434-2

10 出願先変更

出願先変更については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月13日(金)正午まで

11 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票（様式5号）を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月17日(火)午後4時まで

12 受験票の印刷

志願者又は中学校は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

13 出願取消

出願取消については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

14 自己申告書の提出

本校校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して本校校長に自己申告書(様式7号)を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

- (1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。

ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、460円分の切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月18日(水)午後4時まで

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書(様式8号)を交付する。

15 出願資格申請

出願資格申請については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、中学校長又は志願者は、手続を始める前に本校校長に連絡をすること。

【申請期間】

令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで

及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時まで

- (1) 申請方法

- ① 県外から志願する者及び県内において学区を越えて志願する者

中学校を経由して、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、460円分の切手を貼付した返信用封筒(定形)を併せて提出する。

ア 出願資格申請書(様式9号)

イ 保護者(身元引受人等を含む)が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

ただし、入寮を希望する者で金山町教育委員会教育長が身元引受人となることが認められている場合、以下のとおりとする。

アについて

- ・保護者の「現住所」および「電話番号」は、金山町教育委員会の情報を記載する。

現住所：福島県大沼郡金山町大字川口字谷地393

電話番号：(0241)54-5360

- ・「入学後の住所」には「別に提出する身元引受人の住民票の住所」と記載する。

イについて

- ・志願者からの提出は不要とし、出願資格申請書の提出に合わせ、金山町教育委員会から本校校長に住民票の写しを提出する。

- ② 中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者

志願者が直接、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、460円分の切手を貼付した返信用封筒(定形)を併せて提出する。

ア 出願資格申請書(様式9号)

イ その他、本校校長が指示する書類

(保護者が志願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類や学校教育における9年の課程の修了を証明する書類等)

※ 「保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類」の例

- ・市町村長が発行する「住民票の写し」(個人番号の記載がないもの)
- ・保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」等
- ・保護者の居住に関する中学校長等による「事由書」(任意様式)

(2) 審査結果の通知

本校校長は、申請書等の内容を審査し、中学校長に連絡の上、送付の記録が残る簡易書留等により、「出願資格審査結果通知書」（様式 10 号）を中学校長を経由して、志願者に通知する。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者の場合は、直接連絡の上、通知する。

また、審査の結果に関わらず、提出した書類等は返還しない。

(3) 出願資格を有することを承認された志願者は、WEB 出願システムに志願者基本情報登録を行う。

(4) やむを得ない事情により、申請期間内に「出願資格申請」をできなかった者が、出願を希望する場合は、出願受付期間及び出願先変更受付期間に限り、出願資格申請を受け付ける。

(5) 一度、出願資格を有することを承認された志願者がやむを得ない事情により他の高等学校に出願しようとする場合、あるいは出願先変更をする場合は、(1)～(3)に準じて新たな志願先の高等学校長の承認を得る。

なお、WEB 出願システムにおいて既に志願者基本情報登録が済んでいる場合は、(3)は不要とする。

16 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料として選抜を行う。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

① 学力検査

5 教科とする。250 点満点とする。

② 特色選抜志願理由書

本校への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。「主な志願理由」の該当する欄に○を必ず 3 つつける。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を 2 倍とし、195 点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は、55 点満点として、合計 250 点満点とする。部活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。

④ 特色面接

個人面接を実施する。個人面接では、本校での学ぶ意欲や自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。面接については観点ごとに点数化し、430 点満点とする。

特色選抜志願理由書において、○をつけた「主な志願理由」について質問する。

⑤ 特色検査

実施しない。

⑥ 選抜資料の満点

全体の満点は 930 点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料とするとともに、一般面接の結果を併せて資料として選抜を行う。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

① 学力検査

5 教科とする。250 点満点とする。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を 2 倍とし、195 点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は 55 点満点として、合計 250 点満点とする。

部活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。

③ 一般面接

個人面接を実施する。個人面接では、本校で学ぶ意欲や受験生が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。

面接については点数化し、125 点満点とする。

※ 特色選抜との併願者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

17 学力検査、各種面接の日時及び会場

(1) 学力検査

① 日 時

令和 8 年 3 月 4 日(水)

開 場：午前 8 時 00 分

集 合：午前 8 時 30 分まで

学力検査：午前 9 時 00 分～午後 3 時 10 分

8:30	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
点呼・ 諸注意	国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

② 会 場 福島県立川口高等学校

③ その他 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、分度器機能を有する定規は使用できない。）を持参すること。

なお、下敷き、分度器、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

(2) 特色面接・一般面接

① 日 時

令和 8 年 3 月 5 日(木)

開 場：午前 8 時 00 分

集 合：午前 8 時 30 分まで

各種面接：午前 9 時 10 分～

※ 終了予定時刻は、令和 8 年 2 月 27 日(金)正午までに本校のWebサイトに掲載する。

② 会 場 福島県立川口高等学校

③ その他 受験票、上ばき、必要に応じて昼食を持参すること。

なお、携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

18 追検査等の実施

当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

追検査等の対象となる志願者及び手続き等については「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(1) 日 時

① 学力検査

令和 8 年 3 月 10 日(火)

開 場：午前 8 時 00 分（予定）

集 合：午前 8 時 30 分まで

学力検査：午前 9 時 00 分～午後 2 時 45 分

8:30	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
点呼・ 諸注意	国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

② 特色面接・一般面接

令和 8 年 3 月 10 日(火)

各種面接：午後 3 時 10 分～

※ 1 一般選抜と特色選抜との併願者は、特色面接の実施をもって一般選抜の実施とみなす。

※ 2 選抜の一部を受験する場合の日時は、中学校長を通して志願者に連絡する。

(2) 会 場 福島県立川口高等学校

(3) その他 持参物については、「17 学力検査、各種面接の日時及び会場」のとおりとする。

19 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消、合格した選抜及び学科）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日(月)午後1時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

- (1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (2) 選抜結果発表期間の初日は午後1時以降に、WEB出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を本校職員玄関に掲示する。
- (3) 合格者に対して合格通知書（様式13号）を本校職員玄関で交付するので、受験票を持参し、来校すること。

【合格通知書交付期間】

令和8年3月16日(月)午後1時から午後4時まで

- (4) 提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

20 学力検査結果の提供

前期選抜又は連携型選抜の学力検査（追検査を含む。）受験者に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と5教科の合計得点の情報を提供する。

なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

【学力検査結果提供期間】

令和8年3月16日(月)午後2時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

21 地域協働推進校等における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて

(1) 出願の取扱い

県外を含む学区外から出願する場合

本校の学区内に保護者に代わり志願者を監督、保護する者（以下「身元引受人」という。）が居住する場合においては、県外を含む学区外から本校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱うものとする。

なお、保護者の居住地が隣接学区にあり、その居住地から本校へ通学する場合には、学区内の志願者として取り扱うものとする。

(2) 出願方法

「福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより出願資格申請を行い、本校校長に出願資格を有することの承認を得た後に、出願手続を行う。

ただし、出願資格申請においては、保護者が本校の通学区域内に居住することになることを証明する書類に代えて、身元引受人の「住民票の写し」（個人番号の記載がないもの）を提出すること。（ただし、入寮を希望する者で金山町教育委員会教育長が身元引受人となることが認められている場合、志願者からの提出は不要とし、出願資格申請書の提出に合わせ、金山町教育委員会から本校校長に住民票の写しを提出する。）

なお、保護者の居住地が隣接学区にあり、その居住地から本校へ通学する場合には、出願資格申請を不要とし、出願手続を行う。

(3) その他

上記(1)により、本校へ入学する者のうち、隣接学区から通学する場合以外の者については、本校の学区内に住所を異動し「住民票の写し」を本校に提出するものとする。

22 そ の 他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式14号）を令和8年3月6日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

※ 書類の提出等は、原則として対面とする。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。

(3) 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式16号）を中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。

(4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

提出する書類は次のとおりとする。

① 中学校卒業者及び卒業見込の者

原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式17号）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式18号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

② 上記①以外の者

原則として年内に、本校に問い合わせること。

(5) 本要項に記載されていないことについては、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を確認の上、本校に問い合わせること。

(6) 入寮手続

入寮を希望する者は、本校ホームページに掲載されている「前期選抜入寮要項」を確認の上、所定の手続きを行うこと。